

## 今回のスクリーニング評価の進め方 (一般化学物質について)

### 1. 対象物質

#### (1) 考え方

平成 23 年度に製造・輸入数量の届出が 10 トン超であった一般化学物質を評価の対象とした。なお、平成 24 年 1 月 27 日に審議された一般化学物質（優先評価化学物質として指定されなかった物質）についても、製造・輸入数量等の暫定集計結果に基づいた評価であったことから再度対象とした。

また、公示前の新規化学物質についても同様の考えに基づき評価対象とする。

#### (2) 評価単位

(1) で対象とした一般化学物質について、基本的には CAS 番号ベースの評価単位で評価を実施した。ただし、旧第二種監視化学物質及び旧第三種監視化学物質についてはそれぞれの通し番号ベースで評価を実施した。また、製造・輸入数量等の届出の記載等において国が CAS 番号と関連づけられない物質等においては官報公示整理番号（MITI 番号）ベースで評価を実施した。

#### (3) 評価の対象

評価の対象は、人健康影響及び生態影響とし、上記の単位で人健康又は生態の暴露クラスを付与した。

暴露クラス 5・外については、暴露クラスの付与をもってスクリーニング評価を行ったこととし、暴露クラス 1～4 の物質について、有害性クラスを付与し、スクリーニング評価を実施する対象とした。

CAS 番号ベースで人健康の暴露クラスが 1～4、生態の暴露クラスが 1～3 の物質について、これまでに有害性情報が収集・整理できたものに有害性クラスを付与し、スクリーニング評価を実施した。なお、MITI 番号ベースで人健康又は生態の暴露クラスが 1～4 の物質の一部については、物質同定の問題等から有害性情報が十分調査できなかつたことなどから、暴露クラスの付与のみとした。

また、重金属化合物や既知見通知に該当するような評価が難しい化学物質等についても、今回は審議の対象とせず、暴露クラスの付与のみとしており、今後引き続き検討を行う。

#### (4) 評価物質数

以上をまとめると今回のスクリーニング評価の延べ対象物質数は以下のとおり。

(注：物質数は議題1の分解性の判定をもって確定)

#### <人健康影響の評価>

①製造輸入数量の確認あり	1 0 7 9 2 物質
②①のうち、製造輸入数量10トン超	7 0 5 4 物質
③②のうち、暴露クラス5以上	2 4 6 9 物質
④②のうち、暴露クラス4以上	1 1 9 6 物質
⑤②のうち、有害性クラスの付与を行った物質	7 7 物質

※1：発がん性の情報がある物質及び旧第二種監視化学物質については暴露クラス4以上、その他については暴露クラス2以上の物質について有害性クラスの付与を行った。

#### <生態影響の評価>

①製造輸入数量の確認あり	1 0 7 9 2 物質
②①のうち、製造輸入数量10トン超	7 0 5 4 物質
③②のうち、暴露クラス5以上	1 8 6 4 物質
④②のうち、暴露クラス3以上	3 5 5 物質
⑤②のうち、有害性クラスの付与を行った物質	2 2 物質

※2：暴露クラス3以上の物質のうち優先度「高」となった物質について有害性クラスを確定した。

## 2. 有害性に関する情報

### 【人健康影響】

「化審法における人健康影響に関する有害性データの信頼性評価等について」に記載された情報源から情報収集を行い、これに従って信頼性の確認を行い、「化審法におけるスクリーニング評価手法について」に従い、有害性クラスを付与した。一般毒性及び変異原性については、暴露クラス1及び2を対象とし、発がん性については、暴露クラス1～4を対象とした（旧第二種監視化学物質を除く）。なお、生殖発生毒性の有害性項目については、今回の対象外とした（但しこれまでのスクリーニング評価で既にクラスの付与されている物質を除く）。

### 【生態影響】

「化審法における生態影響に関する有害性データの信頼性評価等について」に記載された情報源から情報収集を行い、これに従って信頼性の確認を行い、

「化審法におけるスクリーニング評価手法について」に従い、有害性クラスを付与した。

### 3. 暴露に関する情報

化審法に基づき事業者より届出のあった製造・輸入・出荷数量（平成 22 年度実績）及び用途分類並びにスクリーニング評価用の排出係数から推計される全国合計排出量に、分解性を加味した量により前回同様暴露クラスを付与した。

この際、環境中での分解性を考慮するため、分解性未判定物質については、分解性に関する情報を収集した。【資料 2 - 2 参照】

### 4. 今回のスクリーニング評価に関する審議の進め方

今回のスクリーニング評価については、以下の順でご審議をいただくこととしたい。

- ①新たに収集された分解性情報に関する審議
- ②専門家による詳細評価なしで優先度「高」と判定される物質の審議
- ③専門家による詳細評価により優先評価化学物質相当と判定される物質の審議

### 5. 今後の予定

今回の審議結果を踏まえて、年内に優先評価化学物質を指定し、官報に告示する。これにより優先評価化学物質に指定された物質については、平成 25 年度に事業者から平成 24 年度実績が届出される。届け出られた情報を集計後、リスク評価（評価 I）を実施する予定。

なお、今年度製造・輸入数量等の届出があった一般化学物質については、引き続き国が有害性情報等を収集し、信頼性等が確認できた情報に基づき、来年度に開催される審議会において優先評価化学物質の指定について審議する予定。その際、有害性情報が得られなかった物質については、デフォルトの有害性クラスの適用を検討することとする。